

北富士組合有地梨ヶ原地区作業道設置工事（第2工区）仕様書

- 1 件 名 北富士組合有地梨ヶ原地区作業道設置工事（第2工区）
- 2 場 所 山梨県南都留郡山中湖村字梨ヶ原 1212-1431 ほか
（国立公園特別地域）
- 3 工事内容 林道（アスファルト舗装） 幅員 3.6m、延長 2,932m
林業専用道（砕石舗装） 幅員 3.6m、延長 1,396m
森林作業道（土舗装） 幅員 2.5m、延長 3,131m
フェンス設置 高さ 1.8m、延長 1,712m
- 4 工事仕様 図面及び仕様書に記載されていない事項は「国土交通省土木
工事共通仕様書」による。
- 5 申請手続 本工事を遂行するために必要な諸官公庁への申請は、本工事
請負業者が費用を含めて行うものとする。
- 6 施工計画書 着工に先立ち工程表を作成の上、監督員の承認を得なければ
ならない。
- 7 現場代理人、主任技術者及び管理技術者
 - （1） 工事に従事させる現場代理人者、主任技術者等の係員は、
相当現場等に経験ある技術者を選定した上で、名簿を提出
し、監督員の承認を得なければならない。
 - （2） 工事に従事する現場代理人者、主任技術者等は、常駐する
こと。
 - （3） 工事の一部を下請負人に下請けを付する場合には、下請名
簿及び必要な事項を記載して監督員に提出し、承認を得なけ
ればならない。
 - （4） 工事請負者は、契約締結後、速やかに工事工程表を提出し、
承認を得なければならない。
 - （5） 工事管理及び工事進捗状況を把握するため、工事日報及び
工事進捗状況報告書を指定日までに監督員に提出しなけ
ればならない。
- 8 危害防止
 - （1） 施工の際、作業を行う者は、安全確認を十分に行うこと。
 - （2） 周辺樹木等に危害が及ばないよう工事現場での安全管理
には万全を期すること。
 - （3） 万一事故等が生じた場合は、全て請負者の責任において処

理すること。

- 9 養生 工事中に汚れ及び損傷のおそれのある部所並びに諸材料は、監督員の承認を得て養生すること。
- 1 0 工事保証 請負者は、竣工後も特に使用材料等の不良により生じた欠陥及び施工の不注意に基づく欠陥に対しては、無償で復旧の責任を持つこと。
- 1 1 引渡書類 完成引渡しの際は、下記書類を添えて引渡し業務を完成させること。
(1) 各工事材料の規格書、品質保証書、納品伝票等
(2) 各工事写真、着工前写真、完成写真
(3) 竣工図（金文字製本）
(4) その他監督員の指示したもの
- 1 2 緊急事項 万一緊急事項が発生した場合、応急処理の上、至急各関係者に連絡し、指示を受けること。
- 1 3 工事期限 契約締結の日から令和 6 年 2 月 29 日まで
- 1 4 その他 この事業は、国庫補助により実施される事業であることから、書類等の完備には慎重に対応すること。